



島根県報

平成23年9月9日（金）

第2,323号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
ふくろ網による採捕許可の定数の一部改正	（水産課）	3

【公 告】

家畜人工授精に関する講習会の開催	（食料安全推進課）	3
砂利採取業務主任者試験の実施	（河川課）	4

【特定調達公告】

島根県立松江養護学校乃木校舎教室棟・管理棟の賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（教育施設課）	5
交通事故情報管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務委託に係る一般競争入札の落札者等	（警察本部）	6

【公安告示】

施設警備業務1級検定及び施設警備業務2級検定の実施	（警察本部）	6
---------------------------	--------	---

告 示**島根県告示第607号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成23年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 たつの会	短期入所生活介護	福寿草	浜田市治和町40番地5	平成23年9月1日

島根県告示第608号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 司	短期入所生活介護	ショートステイ ココ荘原	簸川郡斐川町荘原町3169 -28	平成23年9月1日
	介護予防短期入所生活介護			

島根県告示第609号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町佐陀本郷字池峠空2637、鹿島町佐陀本郷字畑垣奥2638、2639、2641、2642-1、2643-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第610号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田市温泉津町福光ハ76-1、ハ79、ハ81-3、ハ1426
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第611号

ふくろ網による採捕許可の定数（昭和40年島根県告示第645号）の一部を次のように改正し、平成23年9月9日から施行する。

平成23年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

本則中「第21条第1項」を「第43条第1項」に改める。

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定に基づく家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成23年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開催場所
 - (1) 学科及び試験
大田市波根町970-1 島根県立農業大学校
 - (2) 実習
大田市波根町970-1 島根県立農業大学校
出雲市古志町3775 島根県畜産技術センター
雲南市木次町下熊谷470 島根県畜産技術センター（育種部門）
- 2 開催期間
平成24年1月30日（月）から同年3月1日（水）まで
- 3 受講者の定員
15名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

畜産概論、家畜の栄養、家畜の飼養管理、家畜の育種、関係法規、生殖器解剖、繁殖生理、精子生理、種付けの理論、人工授精

(2) 実習

家畜の飼養管理、家畜の審査、生殖器解剖、発情鑑定、精液精子検査法、人工授精

6 受講資格

次の各号のいずれかに該当する者で、免許取得後家畜人工授精業務に従事する者。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校を卒業した者又は知事がこれと同等以上の学力を有すると認める者であって、18歳以上のもの

(2) 家畜保健衛生所長が適当と認めて推薦した者であって、18歳以上のもの

7 受講願書の提出期限

平成23年12月15日（木）

8 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

知事は受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

農業大学校肉用牛専攻者は11,700円、一般は18,500円分の島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

ただし、免除科目のある者は、当該科目に関する受講手数料を免除される。

11 その他

この講習会の受講についての問合せは、松江市殿町1番地島根県農林水産部食料安全推進課（0852-22-6951）又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

平成23年9月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成23年11月11日（金）

午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。退室は試験開始40分後から終了10分前まで認めるものとし、退室時には、答案用紙を提出し、再入室は認めない。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県男女共同参画センター（あすてらす） 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚（うち1枚は受験票に貼り付けること。）
（手札形（縦8センチメートル、横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、各（土木）事業所又は島根県砂利協会

7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成23年10月3日（月）から平成23年10月17日（月）まで

なお、郵送の場合は、平成23年10月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 合格発表

試験結果は、平成23年11月25日（金）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には一切応じない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ（電話 0852-22-5499）に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年9月9日

島根県教育委員会教育長 今 井 康 雄

1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

島根県立松江養護学校乃木校舎教室棟・管理棟 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁の名称及び所在地

島根県教育庁教育施設課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年7月27日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社原商 代表取締役 秀浦義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

5 随意契約に係る契約金額

155,400,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 特例公告を行った日

平成23年6月17日

8 随意契約とした理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成23年9月9日

島根県警察本部長 高瀬 隆之

1 落札に係る物品等又は役務の名称

交通事故情報管理システムの賃貸借及び附帯する導入業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 落札者を決定した日

平成23年8月22日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社トスコ

岡山県岡山市南区西市116番地13

5 落札金額

20,769,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成23年7月5日

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第91号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成23年9月9日

島根県公安委員会委員長 川津 愛子

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
施設警備業務1級	学科試験	平成23年12月14日（水）午前9時から正午まで	30人

	実技試験	平成24年 2 月 1 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	
施設警備業務 2 級	学科試験	平成23年12月14日 (水) 午前 9 時から正午まで	30人
	実技試験	平成24年 1 月18日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	

2 実施場所

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 施設警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 施設警備業務の管理に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務対象施設における保安に関すること。 ○ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 施設警備業務 1 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務 2 級検定

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成23年11月 7 日 (月) から同月11日 (金) までの午前 8 時30分から午後 5 時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

申請者の住所地を管轄する島根県内の各警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

ウ 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

エ 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

オ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のアに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書各1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のアに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出する。

カ 施設警備業務1級検定を受検しようとする者で、4の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請書を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 その他

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 問合せ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3033）又は島根県内の各警察署生活安全（刑事）課（係）に行くこと。